

磯辺高校は、自転車通学率が、県内でもトップクラスです。1学期にはなかったクレームが、少しずつ増えだしています。今一度、自転車の乗り方について確認しましょう。平成19年に出された「自転車安全利用五則」を紹介します。

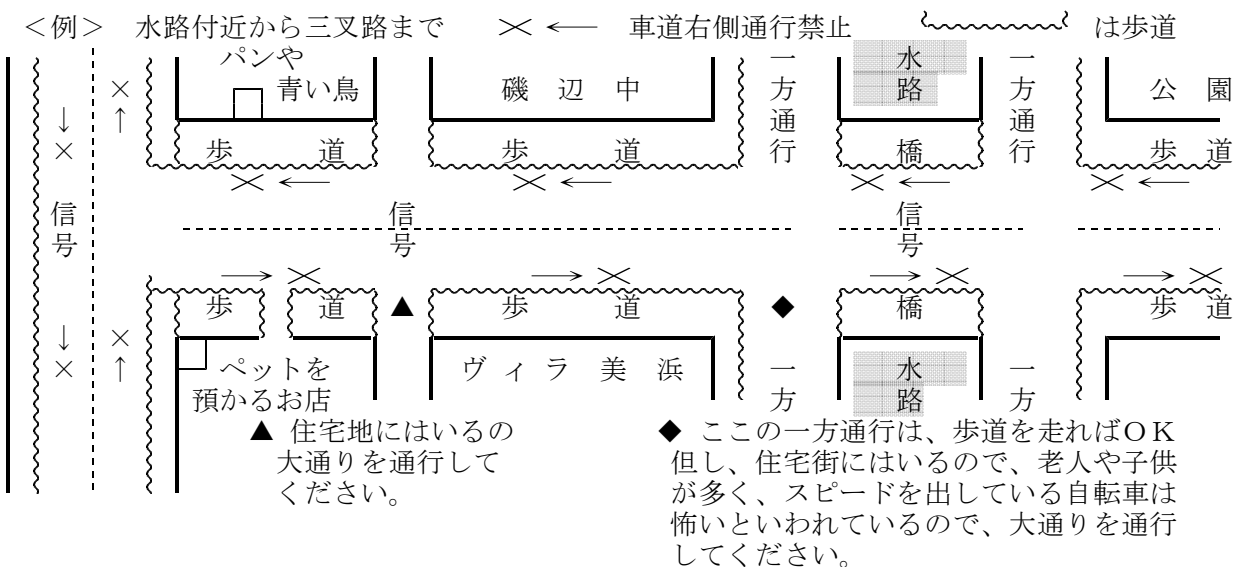
自転車安全利用五則

- 1 自転車は、**車道が原則、歩道は例外**（註1）
- 2 車道は**左側を通行**（註2）
- 3 歩道は**歩行者優先で、車道寄りを徐行**（註3）
- 4 **安全ルールを守る**
 - (1) 二人乗り・並進の禁止
 - (2) 夜間はライトを点灯
 - (3) 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメット着用

（註1）ただし、児童以下・70歳以上・障害者が運転及び車道の状況にあわせて自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむをえないと認められる場合、歩道を通行することが出来る。（警察庁交通課長談話で、自転車の歩道走行は可能との見解が出ています。）

（註2）自転車は、道路交通法上、軽車両と位置づけられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道を通行するのが原則であり、**車道の左側を通行**しなければならない。

（註3）自転車通行可の歩道を走る場合は、**左右どちらでも車道寄り**を走り、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければならない。



- 本校付近の歩道は、自転車通行許可ですが、歩行者もいますので、並列走行、携帯をいじる、お喋りに夢中になる等は、やめてください。
- 学校に来るクレームの多くは、▲や◆の箇所を住宅地に入し、車道を3～4台で並列して、車などに迷惑をかけるケースです。特に◆の車道は、地図でいえば上に向かう道路ですから自転車で車道を走るとは例え一台で走るとも禁止です。
- 特に遅刻寸前の時間に、高校生がものすごいスピードで自転車をこぐので、怖いといわれています。特に検見川浜駅から来る人は住宅街を通ることになるので、時間に余裕を持って通学してください。